

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○包括外部監査契約の締結	(人事課) 211
○管理理容師として修了しなければならない 講習会の指定	(生活衛生課) *
○京都府保健医療計画の概要	(健康福祉総務課) 212
○国民健康保険組合の規約の変更認可	(医療保険政策課) 214

○道路の区域変更	(南丹土木事務所) 214
○重要開発調整池の設置の完了	(河川課) 215
公 告	
○一般競争入札の実施	(医療課) *

## 告 示

### 京都府告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項の規定により、包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを京都府人事課で閲覧に供する。

令和6年4月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 包括外部監査契約の期間の始期  
令和6年4月1日
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の算定方法  
基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費とする。
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 白井 太郎  
住所 京都市下京区仏光寺通堀川西入晒屋町647番地
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
精算払。ただし、基本費用について前金払の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、基本費用に相当する金額の範囲内で前金払をする。

### 京都府告示第159号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師として修了しなければならない講習会を次のとおり指定した。

令和6年4月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 講習会の主催者  
(1) 主催者 公益財団法人理容師美容師試験研修センター  
(2) 所在地 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01（8階）
- 講習日程及び講習会場

日 程	会 場
令和6年8月19日（月） 8月26日（月） 9月9日（月）	コラボしが*21 (大津市打出浜2の1)

- 講習科目及び講習時間  
(1) 公衆衛生 4時間  
(2) 理容所の衛生管理 14時間  
計 18時間

- 4 受講予定人員 10名  
5 受講料 20,000円  
6 受講についての問合せ先  
公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブ

ロック事務所  
大阪市中央区谷町1-3-401  
電話 (06) 6942-6453

## 京都府告示第160号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、京都府保健医療計画を次のとおり変更した。

なお、変更後の計画の詳細は、京都府健康福祉部健康福祉総務課及び医療課、京都府保健所企画調整課、京都府山城広域振興局地域連携・振興部田辺地域総務防災課、京都府南丹広域振興局地域連携・振興部総務防災課、京都府中丹広域振興局地域連携・振興部綾部地域総務防災課並びに京都府丹後広域振興局地域連携・振興部宮津地域総務防災課において縦覧に供する。

令和6年4月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 京都府保健医療計画の概要

#### 1 計画策定の趣旨

人口構造や疾病構造の変化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題などに対応するため、府民・患者の視点から、地域における保健医療資源の充実と、持続可能な医療を提供する体制の構築を目指して京都府保健医療計画を見直すものである。

#### 2 計画の性格

この計画は、都道府県が、医療提供体制の確保を図るために定める「医療計画」（医療法第30条の4第1項）、住民の健康増進の推進に関する施策について定める「健康増進計画」（健康増進法（平成14年法律第103号）第8条）等を一本化した、京都府における保健医療の基本方針を明らかにする基本計画となるものである。

#### 3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

なお、今後の情勢の変化に対応して、6年以内に再検討を加え、必要があるときはこれを変更する。

#### 4 計画の項目

##### 第1部 総論

##### 第1章 計画策定の趣旨

##### 第2章 計画の性格と期間

##### 第3章 計画の基本方向

##### 第4章 医療圏の設定

##### 第5章 基準病床数

##### 第6章 デジタル化の推進

##### 第2部 各論

##### 第1章 地域の保健医療を支える人材の育成・基盤の整備

##### 1 保健医療従事者の確保・養成

##### 2 リハビリテーション体制の整備

##### 3 外来医療に係る医療提供体制

##### 第2章 府民・患者の視点に立った安心・安全な医療体制の確立

##### 1 医療の安全確保と質の向上、医療情報の提供

##### 2 小児医療

##### 3 周産期医療

##### 4 救急医療

##### 5 災害医療

##### 6 新興感染症発生・まん延時における医療

##### 7 へき地医療

- 8 在宅医療
- 9 医薬品等の安全確保と適正使用
- 第3章 健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供
  - 1 健康づくりの推進
    - (1) 生活習慣の改善
    - (2) 歯科口腔保健・歯科医療対策
    - (3) 母子保健対策
    - (4) 青少年期等の保健対策
    - (5) 高齢期の健康づくり・介護予防
  - 2 特に広範かつ継続的な医療の提供が必要な疾病に係る対策
    - (1) がん
    - (2) 脳卒中
    - (3) 心筋梗塞等の心血管疾患
    - (4) 糖尿病
    - (5) 精神疾患
    - (6) 認知症
  - 3 様々な疾病や障害に係る対策の推進
    - (1) 発達障害、高次脳機能障害対策
    - (2) 難病、小児慢性特定疾病、原爆被爆者、臓器移植等の推進、アレルギー、その他の疾病等対策
    - (3) 肝炎対策
    - (4) 感染症対策（新興感染症を除く。）
    - (5) 健康危機管理

- 第3部 計画の推進
  - 第1章 計画の推進体制
  - 第2章 評価の実施
  - 第3章 計画に関する情報の提供

資料編

5 医療圏

医療法第30条の4第2項第14号に規定する区域（二次医療圏）及び同項第15号に規定する区域（三次医療圏）を次のとおり設定した。

医療圏	構成市町村数	構成市町村名	圏域の人口 (R4. 10. 1)	圏域の面積 (R2. 10. 1)	所管保健所
二次医療圏	4 (2市2町)	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	86,454	844.51	丹後
	3 (3市)	福知山市、舞鶴市、綾部市	185,350	1,241.77	中丹西 中丹東
	3 (2市1町)	亀岡市、南丹市、京丹波町	128,685	1,144.29	南丹
	4 (3市1町)	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	1,602,879	860.69	京都市保健所 乙訓
	7 (4市3町)	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	425,206	257.58	山城北 (綴喜分室)
	5 (1市3町1村)	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	121,830	263.37	山城南
三次医療圏	府 全 域		2,550,404	4,612.21	-

6 基準病床数

医療法第30条の4第2項第17号に規定する療養病床及び一般病床、精神病床、結核病床並びに感染症病床を次のと

おり定めた。

病床種別	区 域	基準病床数
一般病床・療養病床	丹 後 医 療 圏	1,186 <sup>床</sup>
	中 丹 医 療 圏	2,122
	南 丹 医 療 圏	1,184
	京 都・乙 訓 医 療 圏	16,716
	山 城 北 医 療 圏	3,991
	山 城 南 医 療 圏	726
	府 合 計	25,925
精 神 病 床	府 全 域	4,212
結 核 病 床	府 全 域	89
感 染 症 病 床	府 全 域	38



京都府告示第161号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり京都府医師国民健康保険組合の規約の変更を令和6年3月18日認可した。

令和6年4月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

変更事項

組合の地区の次の区域を「滋賀県湖南市」に改める。  
滋賀県湖南市の区域のうち旧石部町の区域



京都府告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年4月2日から令和6年4月16日まで縦覧に供する。

令和6年4月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 372号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備 考
亀岡市禰田野町柿花宮ノ奥1の3地先から 亀岡市禰田野町芦ノ山流田6の5を経て 亀岡市本梅町平松湯ノ花5地先まで	前	m	m	旧道の区域の廃止 廃道 延長281.0m 幅員 最小4.9m 最大15.7m
		最小 4.9 最大 15.7	281.0	
亀岡市禰田野町柿花宮ノ奥1の3地先から 亀岡市禰田野町芦ノ山流田7の3を経て 亀岡市本梅町平松湯ノ花5地先まで	前	最小 18.4 最大 45.3	245.5	期日 告示日に同じ。
		最小 18.4 最大 45.3		
亀岡市禰田野町柿花宮ノ奥1の3地先から 亀岡市禰田野町芦ノ山流田7の3を経て 亀岡市本梅町平松湯ノ花5地先まで	後	最小 18.4 最大 45.3	245.5	
		最小 18.4 最大 45.3		

亀岡市宮前町猪倉煙り44から 亀岡市宮前町猪倉煙り30まで	前	最小 23.2 最大 46.3	126.5	旧道の区域の廃止 廃道 延長 126.5m 幅員 最小10.4m 最大30.6m 期日 告示日に同じ。
	後	最小 12.4 最大 20.5		

(4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 郷ノ口余部線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
亀岡市宇津根町川ノ口34の6地先から 亀岡市宇津根町東浦26の1を経て 亀岡市河原町149の1まで	前	最小 3.7 最大 89.0	413.2	旧道の区域の廃止 廃道 延長 413.2m 幅員 最小 3.7m 最大46.0m 期日 告示日に同じ。
亀岡市宇津根町川ノ口34の6地先から 亀岡市宇津根町東浦26の1を経て 亀岡市河原町149の1まで		最小 18.4 最大 45.3		
亀岡市宇津根町川ノ口34の6地先から 亀岡市宇津根町丁田11の2を経て 亀岡市宇津根町土井ノ内43の2まで	後	最小 12.6 最大 45.8	383.0	

(4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 3(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 天王亀岡線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
亀岡市本梅町平松湯ノ花3の6から 亀岡市本梅町平松湯ノ花2まで	前	最小 24.2 最大 44.5	12.0	旧道の区域の廃止 廃道 延長12.0m 幅員 最小 0.0m 最大21.5m 期日 告示日に同じ。
	後	最小 22.3 最大 24.2		

(4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第163号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20条第1項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第2項の技術的基準に適合すると認める。

令和6年4月2日

京都府知事 西脇 隆俊

1 重要開発調整池の所在地

京田辺市大住門田47番1及び47番6並びに大住神ノ木16番1並びに大住辻ノ垣内31番、31番1、33番、34番、35番1、38番1、40番、41番1、42番及び43番

2 重要開発調整池の管理について権原を有する者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

京田辺市大住土地区画整理組合  
理事長 古林 貢  
京田辺市大住八河原56番1

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和6年4月2日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称及び数量  
京都府立洛南病院清掃業務 一式
- (2) 委託業務の内容等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
令和6年7月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所  
京都府立洛南病院

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交

<p>付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等 〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷2番地 京都府立洛南病院事務部会計課 電話番号(0774)32-5900(代表)</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等 ア 交付期間 令和6年4月15日(月)から令和6年4月30日(火)までの間(日曜日、土曜日及び祝日を除く。) イ 交付場所 (1)に同じ。 ウ 交付方法 交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に来院すること。</p> <p>(3) 入札説明会の日時及び場所 ア 日時 令和6年4月18日(木)午前10時から イ 場所 宇治市五ヶ庄広岡谷2番地 京都府立洛南病院本館2階会議室</p> <p>3 入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者</p> <p>4 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加することができる者は、次の(1)から(6)までのいずれにも該当しない者で、5に掲げる資格審査の項目について審査し、合格と判定されたものとする。 (1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者 (2) 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。))の提出期間の属する年度の4月1日をいう。以下同じ。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者 (3) 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者 (4) 清掃業務について、次の実績を全て有すると認められる者以外の者 ア ビル管理等委託業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定めた告示(昭和53年京都府告示第129号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「清掃業務」に登録されているものであること。 イ 建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録(建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録をいう。)を有する者 ウ 病床数がおおむね200床以上の病院において、1の(1)に定める業務内容がほぼ同じである契約を締結し、令和2年4月1日以降において12箇月以上継続して履行した実績を有する者 エ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準を満たしている者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</p>	<p>(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当するほか、次のいずれかに該当する者 ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者 ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者 エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者 オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者 キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者</p> <p>(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者</p> <p>5 資格審査の項目 4の一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するかの確認</p> <p>6 資格審査の申請手続 資格審査を受けようとする者は、京都府立洛南病院長(以下「院長」という。)に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。 なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 申請書の交付期間等 ア 交付期間 2の(2)のアに同じ。 イ 交付場所 2の(1)に同じ。 ウ 交付方法 (ア) 直接交付を受ける場合 交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に来院すること。 (イ) 郵送により交付を受ける場合 交付場所宛てに返信用切手250円分を貼付の上、送付先を明記した角形2号封筒を同封の上、申し込むこと。</p> <p>(2) 申請書の提出期間等 ア 提出期間 令和6年4月22日(月)から令和6年4月30日(火)までの間(日曜日、土曜日及び祝日を除く。) イ 提出場所 2の(1)に同じ。 ウ 提出方法 提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1</p>
--	---

時から午後4時までの間に提出すること。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 府税、消費税又は地方消費税の納税証明書

イ 法人にあっては審査基準日の直前2営業年度分に係る財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）、個人にあっては審査基準日の直前2営業年度分に係る所得税の確定申告書の写し

ウ 4の(4)に該当しないことを証明する書類

エ 4の(5)及び(6)に該当しない旨の誓約書

オ 権限を営業所長等に委任する場合には、法人にあっては委任状、個人にあっては委任状及び受任者の身分証明書

(4) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公平を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

(5) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語及び日本国通貨で作成するものとする。

なお、外国貨幣を換算する場合については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立洛南病院清掃業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和7年3月31日までとする。

10 変更届

申請書等を提出した者（8の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を院長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

11 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれ

に掲げる者（3並びに4の(1)、(5)及び(6)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると院長が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継した法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他院長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

12 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

13 入札手続等

## (1) 入札及び開札の日時、場所等

## ア 日時

令和6年5月13日（月）午前10時

## イ 場所

2の(3)のイに同じ。

## ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

## (ア) 受領期限

令和6年5月9日（木）

## (イ) 提出先

2の(1)に同じ。

## (ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

## (2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

## (3) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 委託契約は月額契約であり、かつ、21箇月間の長期継続契約であるため、入札書に記載する金額は、月額の契約希望金額の110分の100に相当する額を21倍した金額とすること。

## (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

## (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## 14 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

## 15 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは

支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

## 16 その他

(1) この入札の実施については、1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 令和7年度以降の府の歳入歳出予定において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することができる。

(3) 詳細は、入札説明書による。

(4) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することができる。

## 17 Summary

## (1) Main content of contract:

Cleaning service for the Kyoto Prefectural Rakunan Hospital

## (2) Contract period:

From 1, July 2024 to 31, March 2026

## (3) Period for submission of application documents for qualification confirmation:

From 9:00 a.m. to 4:00 p.m. (except time slot from noon to 1:00 p.m.) from Monday 22, April 2024 to Tuesday 30, April 2024

## (4) The time, date and place for the opening of tender:

10:00 a.m. Monday 13, May 2024

Meeting room, 2nd Floor, Kyoto Prefectural Rakunan Hospital

2, Hirookadani, Gokasho, Uji-shi, Kyoto, Japan

## (5) Time-limit for tender by mail:

Thursday 9, May 2024

## (6) Contact point for the notice:

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Rakunan Hospital

2, Hirookadani, Gokasho, Uji-shi, Kyoto 611-0011, Japan

TEL: (0774) 32-5900